社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会　行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境をつくることにより、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

次世代育成支援対策推進法

１．計画期間　令和６年４月１日～令和１１年３月３１日までの５年間

２．内容

目標１：計画期間内に、男性職員の「配偶者の出産休暇(連続する 3 日)」取得率 80％以上、育児休暇取得を促進する

〈対策〉

●令和６年４月～　・法令に基づく育児休業・育児休業給付等の諸制度の周知
・就業規則の育休に関連する諸制度の周知
・管理職を対象とした研修の実施
・対象者に対して積極的な働きかけを行い、就業規則に基づく「配偶者の出産休暇」(有給)の取得率 80％以上
・男性職員の育児休暇取得の利用拡大を図る

目標２：計画期間内に小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる「所定外労働の制限」「所定労働時間の短縮措置等」の年齢引き上げの規則の改定をする

〈対策〉

●令和６年４月～　・情報収集
・内容検討開始(顧問社労士との相談含む)
・管理職対象の研修と確認
・規則改定と職員への周知

目標３：計画的な年次有給休暇取得推進のために、導入している一か月変形労働時間制を活用する

〈対策〉

●令和６年４月～　・情報収集
・管理職、役職者、勤務表作成担当者に研修実施(顧問社労士)
・一か月変形労働時間制の職員への研修実施と周知(顧問社労士)
・計画的な勤務表作成と年次有給休暇取得計画の策定

女性活躍推進法

１．計画期間　令和６年４月１日～令和１１年３月３１日までの５年間
２．内容

目標１：課長職以上の女性職員を 35％以上に割合を引き上げる

〈取組内容〉

●令和６年４月～　・男女公正な昇進基準となっているかを検証し、必要に応じて見直しを行う。
・管理職候補となる男女職員の育成と研修等への積極的な参加を促し、受講する。

情報公表（令和５年度）

１．採用者に占める女性比率 正職員 50.0％、パート職員 71.4％
２．労働者に占める女性比率 正職員 50.3％、パート職員 76.3％
３．正職員の女性の平均勤続年数 11.10 年、男性の平均勤続年数 10.47 年
男女の平均継続勤務年数の差異 106.0%
４．パート職員の女性の平均勤続年数 7.86 年、男性の平均勤続年数 12.47 年
男女の平均継続勤務年数の差異 63.0%
５．月平均残業時間数 正職員 2.63 時間、パート職員 0.03 時間
６．課長職以上に占める女性労働者の割合 33.3%